

だいにき みたかししょう しゃ じ けいかく  
第二期 三鷹市 障がい者 (児) 計画

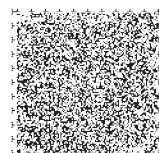
がいようばん  
概要版



れいわ ねん ねん がつ  
令和3年 (2021年) 3月



み た か し  
三 鷹 市





# 1

## 計画策定の趣旨

本市では、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康福祉総合計画2022」を策定し、その計画を構成する6つの個別分野の1つとして、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を位置付け、計画的な施策の推進を図ってきました。

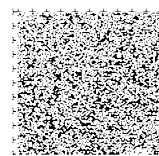
また、「障がい者計画」との整合を図りながら、「障がい福祉計画（第1期～第5期）」、「障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に努めてきました。

今回、令和2年度（2020年度）末で、「障がい福祉計画（第5期）」及び「障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間が満了となることから、引き続き「障がい者計画」も含め、3つの計画を1つにまとめて策定することで、障がい者及び障がい児に係る総合的な支援を一層推進していきます。

# 2

## 計画期間

「障がい福祉計画（第6期）」と「障がい児福祉計画（第2期）」は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。



## 3

しょう しゃしさく  
障がい者施策のビジョン

しょう しゃしさく  
障がい者施策のビジョンは、<sup>みたかししょう</sup>「<sup>しゃ</sup>三鷹市<sup>じ</sup>障がい者<sup>けいかく</sup>（<sup>けいかくきかん</sup>児）<sup>へいせい</sup>計画<sup>ねんど</sup>（<sup>ねんど</sup>計画期間：平成30年度<sup>ねんど</sup>（<sup>ねんど</sup>2018年度）～<sup>ねんど</sup>令和2年度<sup>ねんど</sup>（2020年度））」のビジョンを引き継ぎ、<sup>つぎ</sup>次の3つのビジョ<sup>かか</sup>ンを掲げます。

## 3つのビジョン

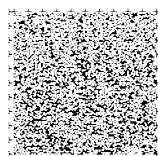
- 1 <sup>す</sup>だれもが<sup>な</sup>住み慣れた<sup>ちいき</sup>地域で<sup>しょうがい</sup>生涯<sup>あんしん</sup>にわたり安心して暮らしていけるまち
- 2 <sup>ちいきしゃがい</sup>だれもが<sup>なか</sup>地域社会の中で<sup>こせい</sup>個性を生かす<sup>い</sup>つつ  
<sup>しゃがい</sup>社会の<sup>こうせいじん</sup>構成員として<sup>じりつ</sup>自立して<sup>せいかつ</sup>生活できるまち
- 3 <sup>しょう</sup>だれもが<sup>うむ</sup>障がいの有無によって<sup>わ</sup>分け隔てられることなく  
<sup>そうご</sup>相互に<sup>じんかく</sup>人格と<sup>こせい</sup>個性を<sup>そんちよう</sup>尊重し<sup>ささ</sup>支え合いながら<sup>あ</sup>共生<sup>きようせい</sup>できるまち

<sup>かだい</sup>課題を<sup>かいけつ</sup>解決して<sup>じつげん</sup>ビジョンを実現

<sup>じつげん</sup>ビジョンを実現するための6つの<sup>じゅうてんかだい</sup>重点課題

- 1 <sup>じょうほうていきょう</sup>情報提供
- 2 <sup>しゅうろう</sup>就労の<sup>そくしん</sup>促進
- 3 <sup>ちいきいこう</sup>地域移行
- 4 <sup>しょう</sup>障がい児<sup>じしえん</sup>支援
- 5 <sup>ちいき</sup>地域での<sup>せいかつ</sup>生活のしやすさ
- 6 <sup>そうだんしえん</sup>相談支援

<sup>かだいかいけつ</sup>課題解決に向けた<sup>む</sup>具体的な<sup>ぐたいてき</sup>事業<sup>じぎょうてんかい</sup>展開へ



たいけい けいかく かいいていとう すいしん  
**体系1 計画の改定等と推進**

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の実現をめざし、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

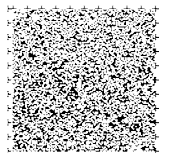
計画の策定に当たっては、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取り組みの成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。

また、計画の推進のためには、行政や市民、各種団体等それぞれが役割を担い、多様なネットワークを構築・発展させながら施策を実施していくための連携を図っていきます。

けいかく かいいていとう すいしん  
**(1) 計画の改定等と推進**

おも じぎょう  
**主な事業**

- ・「健康福祉総合計画2022 第2次改定」の推進
- ・「第二期障がい者(児)計画(障がい者計画)・(障がい福祉計画(第6期))・(障がい児福祉計画(第2期))」の推進と次期計画の策定



しょう しゃ あ まえ しゃがいさんか す な ちいき せいかつ しょう  
障がい者が当たり前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がい  
しゃ と ま ぶつりてき せいどてき じょうほう と のぞ  
者を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除き、  
すいしん  
バリアフリーのまちづくりを推進します。

ちいき かつどうとうちいきじゅうみん じしゆてき ささ あ かつどう しえん  
地域におけるボランティア活動等地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、  
とも い ちいき つと さいがいじ ひなん あんびかくにんとう ちいき  
「共に生きる」地域づくりに努めるとともに、災害時の避難や安否確認等、地域ぐる  
ぼうさいたいさく しえんたいせい すいしん とうきょう  
みの防災対策や支援体制づくりを推進します。また、東京2020パラリンピック競技  
たいかい けいき きょうせいしゃかい じつげん めざ きょうせいしゃかい とうろく れいわ  
大会を契機に共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」への登録（令和2  
ねん がつ にちみ たかしとうろく ふ と く すす  
年10月30日三鷹市登録）を踏まえた取り組みを進めます。

### (1) 障がい者の権利保障

#### おも じぎょう 主な事業

- しょう しゃ さべつかいしろう と く  
・ 障がい者差別解消の取り組み
- しょう しゃぎやくたいぼうし と く  
・ 障がい者虐待防止の取り組み
- けんりようご うんえい じゅうじつ  
・ 権利擁護センターみたかの運営の充実

### (2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

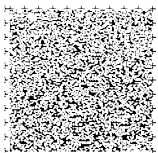
#### おも じぎょう 主な事業

- ちいき しゃさべつかいしろう じゅうじつ はってん  
・ 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
- さいがいじ ひなんごうどうようしえんしゃしえんじぎょう すいしん  
・ 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
- ざいたくじんごうこきゅうきしろうしゃ さいがいじ こべつしえんけいかく さくせい  
・ 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成
- ひなんじょうんえいたいせい きょうか  
・ 避難所運営体制の強化

### (3) バリアフリーのまちづくり

#### おも じぎょう 主な事業

- すいしん  
・ バリアフリーのまちづくりの推進
- こころ すいしん  
・ 心のバリアフリーの推進
- し こうじょう  
・ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上
- とう ふきゅう ふ じょうほう  
・ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を踏まえた情報  
ていきょう かた けんどう  
提供のあり方の検討
- こうほう けいはつかつどう じゅうじつ  
・ 広報・啓発活動の充実
- ちいきじゅうみん りかいそくしん  
・ 地域住民の理解促進



ちいき せいかつ ささ いりよう ふくし ひつよう とき だれ りよう  
 地域での生活を支える医療や福祉サービスを、必要な時に誰もが利用できるま  
 くりをめざします。そのため、障がい特性やライフステージ（年齢にともな  
 する生活段階）に対応したわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、身近  
 相談窓口の充実を図ります。

へいせい 28 ねんど (2016 ねんど) に設置した基幹相談支援センター、市役所の相談窓口と  
 各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等  
 の機関を中心に、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネジ  
 ャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワ  
 ークを確立し、市民の身近で相談・支援できる体制の整備を推進します。

また、成年後見制度の利用の促進、普及を図ることにより、障がいのある人の権利  
 を守り、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(1) わかりやすい情報提供

おも じぎょう  
**主な事業**

- ・わかりやすい情報提供の充実
- ・ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備
- ・「障がい者のためのしおり」のさらなる充実と活用

(2) 相談機能の充実

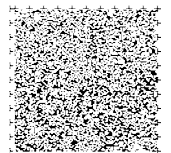
おも じぎょう  
**主な事業**

- ・基幹相談支援センターの円滑な運営と充実
- ・障がい者ケアマネジメント体制の推進
- ・誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

(3) 福祉サービス利用者等への支援

おも じぎょう  
**主な事業**

- ・福祉サービス利用援助事業の推進
- ・適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリン  
 グの推進
- ・福祉サービス未利用者への対応強化



しょう うむ ひとり す な ちいき せいかつ  
 障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとした生活  
 おく できる よう、 しゅうろう はじめ、 がいしゅつ しえん こうりゅうとう しゃかいさんか  
 を送ることができるよう、就労をはじめ、外出の支援、交流等により社会参加の  
 しえん そくしん つと  
 支援・促進に努めます。

とく しゅうろう かんけいきかん じぎょうじょう れんけい しゅうろうしえん  
 特に就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワーク  
 じゅうじつ しょう しゃじしん しゅうろうのりよく おう たよう こよう しゅうぎょうきかい  
 を充実させ、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会  
 かくほ つと  
 の確保に努めます。

しょう しゃ ちいきじゅうみん そうごりかい ふか しょう しゃしせつ かいほう ふく  
 また、障がい者と地域住民との相互理解を深めるため、障がい者施設の開放を含  
 ちいきこうりゅう せだいかんこうりゅう じゅうじつ ちいき なか ささ あ かんきょう つと  
 め地域交流・世代間交流を充実し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

**(1) 障がい者の社会参加の促進**

おも じぎょう  
**主な事業**

- しょう しゃ きかい じゅうじつ  
 ・障がい者のスポーツ機会の充実
- しゃかいさんか じょうけんせいび  
 ・社会参加の条件整備
- りよう いどうしゅだん かくほ  
 ・利用しやすい移動手段の確保
- じゅうじつ しえん じゅうじつ  
 ・コミュニケーション支援の充実
- ぶんかげいじゅつかつどう すいしん  
 ・文化芸術活動の推進

**(2) 障がい者の就労の推進**

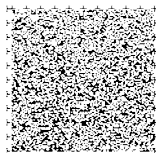
おも じぎょう  
**主な事業**

- しょう しゃ いっぱんしゅうろう すいしん  
 ・障がい者の一般就労の推進
- こようがわ せつきよくてき はたら  
 ・雇用側への積極的な働きかけ
- ふくしてきしゅうろう じゅうじつ  
 ・福祉的就労の充実
- しゅうろうご しえん じゅうじつ せいかつしえん ふく かんけいきかん れんけい  
 ・就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
- し しゅうろうたいけん きかいじゅうじつ  
 ・市における就労体験の機会充実

**(3) 交流の推進**

おも じぎょう  
**主な事業**

- ささ あ いしき  
 ・支え合う意識づくり
- ふくしきょういく すいしん  
 ・福祉教育の推進
- としょかんりよう しょう しゃ しえん  
 ・図書館利用における障がい者への支援





障がい者が、障害福祉サービスをはじめ保健・医療サービス等様々なサービスを利用しながら自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画によって、個々の障がいに合わせた支援の内容やあり方、方法を検討し効果的なサービス提供を進めます。

また、障がいの種別や程度に関わらず地域において自分らしく暮らすことができるよう、多様な日中活動の場や、居住の場の確保を推進するとともに、障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図ります。

**(1) 障害者総合支援法の適切な運営**

おも じぎょう  
**主な事業**

- ・自立支援給付事業の適切な実施と地域生活支援事業の推進
- ・障がい者等に関する調査の実施

**(2) 障がい者の自立生活支援**

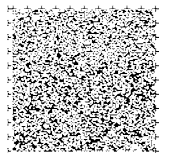
おも じぎょう  
**主な事業**

- ・北野ハピネスセンターの効果的な運営
- ・地域生活支援拠点の機能の充実
- ・家族支援の充実
- ・発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
- ・障がい者の自立生活支援に向けた地域移行の推進
- ・地域定着支援の充実
- ・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
- ・精神障がい者施策の充実
- ・高齢障がい者への支援

**(3) 障がい児の生活支援**

おも じぎょう  
**主な事業**

- ・発達障がい児等の支援体制の充実
- ・「育てにくさ」への支援
- ・子ども発達支援センター機能の充実
- ・障がい児等の療育支援の充実
- ・障がい児福祉サービス等の充実
- ・重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実
- ・医療的ケア児への支援体制の充実
- ・障がい児、医療的ケア児の保育環境の整備
- ・障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上



しょう しゃ す な ちいき じぶん く  
 障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、グループホームの設置を支援するとともに、しょう しゃ りよう しょう しゃふくししせつ せいび  
 障がい者が利用しやすい障がい者福祉施設の整備  
 はか  
 を図ります。

また、あんしん サービスをせんたく りよう ことができるとともに、サービス提供  
 じぎょうしゃ だいさんしゃひょうかじぎょう すいしん にな て いくせい  
 事業者の第三者評価事業の推進やサービスの担い手の育成により、サービスの質の  
 かくほ こうじょう つと  
 確保・向上に努めます。

**(1) 施設整備の推進**

おも じぎょう  
**主な事業**

- ふくし そうごうほけん どう しゅうやく きのう じゅうじつ  
 ・福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
- しょう しゃふくししせつ せいび  
 ・障がい者福祉施設の整備

**(2) 障がい者福祉施設の充実**

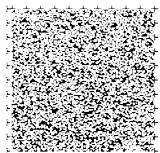
おも じぎょう  
**主な事業**

- しょう しゃ グループホームの設置の支援  
 ・障がい者グループホームの設置の支援
- みんかんしょう しゃしせつ しえん  
 ・民間障がい者施設への支援

**(3) サービスの質と人財の確保**

おも じぎょう  
**主な事業**

- しょう しゃ ちいき ささ にな て かくほ  
 ・障がい者を地域で支える担い手の確保
- だいさんしゃひょうかじぎょう すいしん しえん  
 ・第三者評価事業の推進と支援
- しゃかいふくしほうじん たい しどうかんさ じゅうじつ  
 ・社会福祉法人に対する指導監査の充実
- しょうがいふくし じぎょうしゃどう たい しどうけんさ じゅうじつ  
 ・障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実
- きょじゅうけい ちゅうしん じぎょうしゃれんけいたいせい こうちく  
 ・居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築
- かんせんしょう たい そな  
 ・感染症に対する備え



ほんけいかく こうかてき そうごうてき すす  
本計画を効果的、総合的に進めていくため、  
とうじしゃ かぞく しえんしゃ  
当事者、家族、支援者のネットワーク  
をより充実するための支援を行うとともに、  
しょう しゃちいきじりつしえんきょうぎかい ちゅうしん  
障がい者地域自立支援協議会を中心  
にして保健・医療・福祉・教育分野をはじめ、  
けんりようご さんぎょう しゅうろう こうつう じゅうたく  
権利擁護、産業・就労、交通、住宅  
とうかんけいだんたいとう れんけい きょうか はか  
等関係団体等との連携の強化を図ります。

けいかく すいしんたいせい  
(1) 計画の推進体制

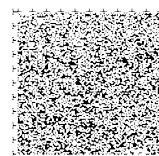
おも じぎょう  
主な事業

- しょう しゃちいきじりつしえんきょうぎかい うんえい じゅうじつ  
・ 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
- かんれんこべつけいかく れんけい せいごう  
・ 関連個別計画との連携・整合

かんけいきかんと れんけい  
(2) 関係機関等との連携

おも じぎょう  
主な事業

- ほけん いりょう ふくし きょういくとう じゅうおうれんけい きょうか  
・ 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
- ふくしそごうあんない じゅうじつ  
・ 福祉総合案内の充実
- かんけいだんたいとう れんけい せいごう  
・ 関係団体等との連携による施策の充実



# 5

## くに きほんししん もと せいかもくひょう 国の基本指針に基づく成果目標

ほんし くに きほんししん ふ い か せいかもくひょう せってい  
本市では、国の基本指針を踏まえ、以下の成果目標を設定します。

### せいかもくひょう 1 しせつにゆうしよしや ちいきせいかつ いこう 成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行

#### (1) ちいきいこうしやすう 地域移行者数

れいわがねんど ねんど まつじてん 令和元年度（2019年度）末時点の しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数
139人



れいわ ねんど ねんど そのうち令和5年度（2023年度）に ちいきいこうしやすう おける地域移行者数
9人

#### (2) しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数

れいわがねんど ねんど まつじてん 令和元年度（2019年度）末時点の しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数
139人

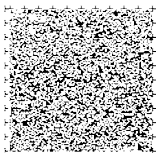


れいわ ねんど ねんど まつじてん 令和5年度（2023年度）末時点の しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数
136人

### せいかもくひょう 2 せいしんしよウ しや たいおう ちいきほうかつ こうちく 成果目標 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

		しょうがいふくしけい画（第6期）		
		れいわ ねんど 令和3年度 2021年度	れいわ ねんど 令和4年度 2022年度	れいわ ねんど 令和5年度 2023年度
		ほけん いりょうおよぶ ふくしかんけいしや きょうぎ ば かいさいかいすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	かい 回	2
ほけん いりょうおよぶ ふくしかんけいしや きょうぎ ば 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への かんけいしや さんかしやすう 関係者の参加者数	にん 人	32	32	32
ほけん いりょうおよぶ ふくしかんけいしや きょうぎ ば 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における もくひょうせっていおよ びょうか じっしかいすう 目標設定及び評価の実施回数	かい 回	1	1	1
せいしんしよウ しや ちいきいこうしえん りようしやすう 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	にん 人	9	10	11
せいしんしよウ しや ちいきいちやくしえん りようしやすう 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	にん 人	22	24	26
せいしんしよウ しや きょうどうせいかつしえん りようしやすう 精神障がい者の共同生活支援の利用者数	にん 人	72	73	74
せいしんしよウ しや しりつせいかつしえん りようしやすう 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	にん 人	13	15	17

※ しょうがいふくし りようしやすう けいかくち かくねんど かつぶん げつ  
障害福祉サービス利用者数の計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）



せい かもちょう ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゅうじつ  
**成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実**

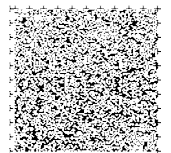
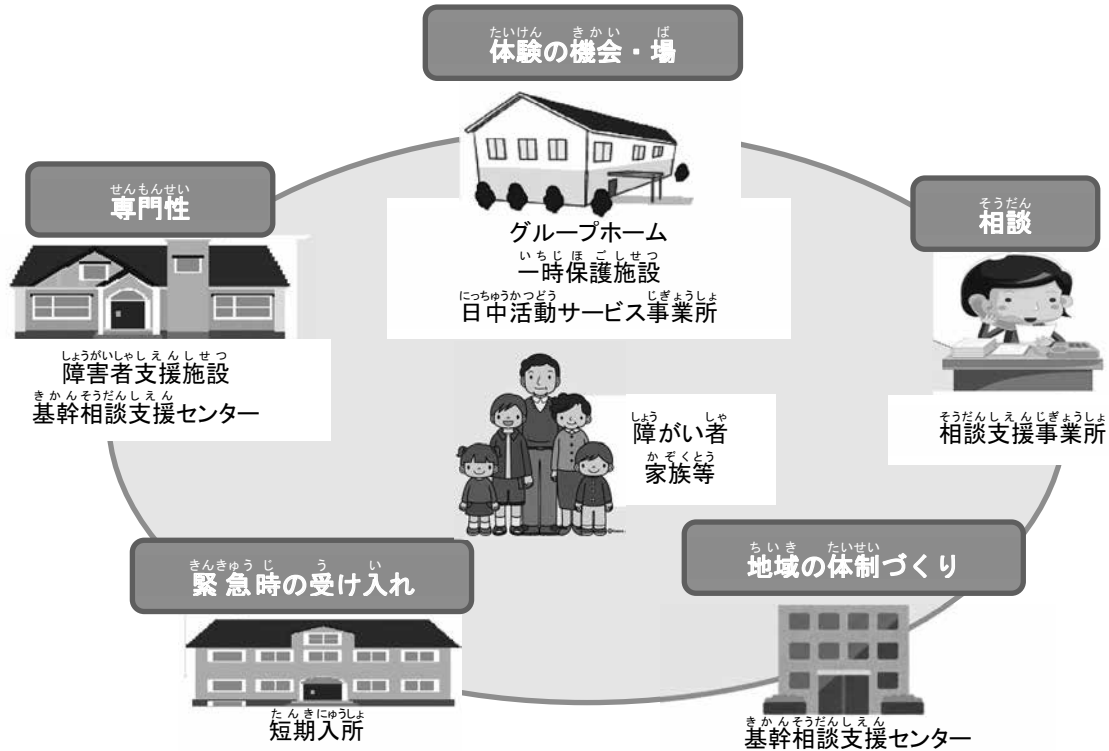
ちいきせいかつしえんきよてんとう かくほおよ うんようじょうきょう けんしょうとう  
**(1) 地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証等**

くに きほんししん  
**<国の基本指針>**  
 令和5年度(2023年度)末までの間、  
 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活  
 支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実  
 のため、年1回以上運用状況を検証及び  
 検討する

れいわ ねん ねん がつ  
 令和3年(2021年)3月  
 1か所※1設置  
 うんようじょうきょう けんしょうおよ けんとう  
 運用状況の検証及び検討  
 年1回

※1 あら しせつ せいび そうだんしえんじぎょうしょ たんき  
 新たに施設を整備するのではなく、相談支援事業所やグループホーム、短期  
 にゅうしょ にっちゅうかつどう じぎょうしょとう ちいき ふくすう きかん ちいきせいかつ  
 入所、日中活動サービス事業所等の地域における複数の機関が、地域生活  
 支援拠点の機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、  
 ④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を連携して担い、支援  
 する体制である面的整備型として、「1か所」整備しました。

みたかし せいび  
**<三鷹市における整備のイメージ>**



**(1) 一般就労への移行者数**

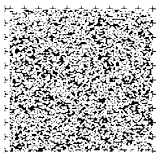
れいわがねんと ねんと <b>令和元年度（2019年度）の</b> いっぱんしゅうろう いこうじっせき <b>一般就労への移行実績</b>	▶▶▶	れいわ ねんと ねんと ちゅう <b>令和5年度（2023年度）中の</b> いっぱんしゅうろう いこうしやすう <b>一般就労への移行者数</b>
28人		38人
しゅうろういこうしえんじぎょう <b>うち、就労移行支援事業からの</b> いこうじっせき <b>移行実績</b>	▶▶▶	しゅうろういこうしえんじぎょう <b>うち、就労移行支援事業からの</b> いこうしやすう <b>移行者数</b>
19人		25人
しゅうろうけいぞくしえん がた <b>うち、就労継続支援A型</b> じぎょう いこうじっせき <b>事業からの移行実績</b>	▶▶▶	しゅうろうけいぞくしえん がた <b>うち、就労継続支援A型</b> じぎょう いこうしやすう <b>事業からの移行者数</b>
0人		1人
しゅうろうけいぞくしえん がた <b>うち、就労継続支援B型</b> じぎょう いこうじっせき <b>事業からの移行実績</b>	▶▶▶	しゅうろうけいぞくしえん がた <b>うち、就労継続支援B型</b> じぎょう いこうしやすう <b>事業からの移行者数</b>
9人		12人

**(2) 障がい者就労支援センターかけはし利用による一般就労への移行者数**

れいわがねんと ねんと <b>令和元年度（2019年度）の</b> かけはしりよう <b>かけはし利用による</b> いっぱんしゅうろう いこうじっせき <b>一般就労への移行実績</b>	▶▶▶	れいわ ねんと ねんと ちゅう <b>令和5年度（2023年度）中の</b> かけはしりよう <b>かけはし利用による</b> いっぱんしゅうろう いこうじっせき <b>一般就労への移行実績</b>
17人		22人

**(3) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率**

れいわ ねんと ねんと <b>令和5年度（2023年度）において、就労移行支援事業等を通じて</b> いっぱんしゅうろう いこう もの <b>一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合</b>	7割
しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ <b>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合</b>	7割



**(1) 児童発達支援センターの設置**

くに きほんししん  
 <国の基本指針>  
 れいわ ねんど ねんど まつ じどう  
 令和5年度（2023年度）末までに、児童  
 はったつしえん かくしちょうそん すく  
 発達支援センターを各市町村に少なくとも  
 1 か所以上設置する



せっちす  
 設置済み  
 ※ へいせい ねん ねん がつ  
 平成29年（2017年）4月  
 じどうはったつしえん  
 に児童発達支援センターと  
 みたかしこ はったつしえん  
 して三鷹市子ども発達支援  
 センターを設置

**(2) 保育所等訪問支援の実施**

くに きほんししん  
 <国の基本指針>  
 れいわ ねんど ねんど まつ すべ  
 令和5年度（2023年度）末までに、全ての  
 しちょうそん ほいくしょうほうもんしえん りよう  
 市町村において、保育所等訪問支援を利用  
 たいせい こうちく  
 できる体制を構築する



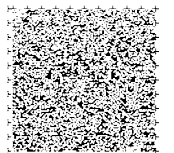
りようたいせいこうちくす  
 利用体制構築済み  
 ※ へいせい ねんど ねんど  
 平成29年度（2017年度）  
 みたかしこ はったつしえん  
 より三鷹市子ども発達支援  
 センターにて保育所等訪問  
 しえん じっしちゅう  
 支援を実施中

**(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び  
 放課後等デイサービス事業所の確保**

くに きほんししん  
 <国の基本指針>  
 れいわ ねんど ねんど まつ おち  
 令和5年度（2023年度）末までに、主に  
 じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえん  
 重症心身障害児を支援する児童発達支援  
 じぎょうしょおよ ほうかごとう じぎょうしょ  
 事業所及び放課後等デイサービス事業所を  
 かくしちょうそん すく しょうじょうかくほ  
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する



じどうはったつしえん  
 児童発達支援：  
 3か所確保済み  
 ほうかごとう  
 放課後等デイサービス：  
 1か所確保済み



(4) 医療的ケア児のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の基本指針＞  
 令和5年度（2023年度）末までに、  
 各市町村において、保健、医療、障害  
 福祉、保育、教育等の関係機関等が連携  
 を図るための協議の場を設けるとともに、  
 医療的ケア児等に関するコーディネーター  
 を配置する

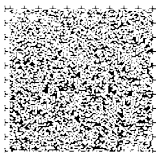
協議の場	設置済み
コーディネーター	設置済み

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

		障がい福祉計画（第6期）		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施件数	件	200	200	200
地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	件	3	5	7
地域の相談支援事業者の人財育成の支援件数	件	3	3	3
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施 回数	回	16	16	16

成果目標 7 障害福祉サービス等の質の向上

		障がい福祉計画（第6期）		
		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修そ の他の研修への市職員の参加人数	人	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の共有	回	0	0	1





## 6

ひつようりょう みこ  
サービス必要量の見込み

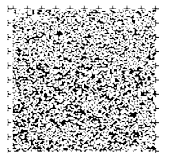
## 1 訪問系サービス

		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
居宅介護	時間	3,087	3,110	3,132
	人	197	203	209
重度訪問介護	時間	11,502	12,547	13,687
	人	30	32	34
同行援護	時間	810	810	810
	人	30	30	30
行動援護	時間	646	673	726
	人	24	25	27
重度障害者等包括支援	時間	200	200	200
	人	1	1	1

※ 各年度の10月分（1か月あたり）

## サービスの説明

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理・洗濯及び掃除などの家事を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいの方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。



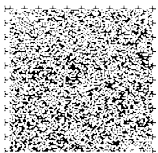
2 日中活動系サービス

		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
生活介護	人日分	7,193	7,508	7,836
	人	351	365	379
自立訓練 (機能訓練)	人日分	84	84	84
	人	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人日分	189	234	270
	人	21	26	30
就労移行支援	人日分	1,170	1,350	1,440
	人	65	75	80
就労継続支援A型	人日分	336	326	316
	人	18	18	19
就労継続支援B型	人日分	6,060	6,075	6,075
	人	404	405	405
就労定着支援	人日分	24	26	27
	人	20	20	20
療養介護	人日分	20	20	20
	人	20	20	20
短期入所 (福祉型)	人日分	665	665	665
	人	70	70	70
短期入所 (医療型)	人日分	60	66	72
	人	10	11	12

※ 各年度の10月分(1か月あたり)

サービスの説明

生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した障がいのある方で、環境の変化などにより心身に問題が起きている方に対して、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連絡調整を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。



サービスの説明（「日 中系活動サービス」の続き）

たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所（医療型）	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、病院や診療所等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

3 居住系サービス

		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
きょうどうせいかつえんじょ （グループホーム）	人	204	214	225
しせつにゅうしょえんじょ 施設入所支援	人	138	137	136
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	人	13	15	17

※ 各年度の10月分（1か月あたり）

サービスの説明

きょうどうせいかつえんじょ （グループホーム）	主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
しせつにゅうしょえんじょ 施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	グループホームなどを利用していただ方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

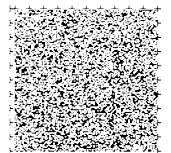
4 相談支援

		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	人	300	315	330
ちいまいごうしえん 地域移行支援	人	12	13	14
ちいきていぢやくしえん 地域定着支援	人	22	24	26

※ 各年度の10月分（1か月あたり）

サービスの説明

けいかくそうだんしえん 計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	障害者支援施設及び精神科病院等に入院している障がいのある方について、住居の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談を行います。
ちいきていぢやくしえん 地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある方について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問などを行います。



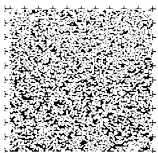
5 ちいきせいかつしえんじぎょうとう  
地域生活支援事業等

		れいわ ねんど 令和3年度 ねんど 2021年度	れいわ ねんど 令和4年度 ねんど 2022年度	れいわ ねんど 令和5年度 ねんど 2023年度
いどうしえん 移動支援	じかん 時間 にん 人	41,402	42,418	43,561
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	ねんかめ 年間延べ人数 にん 人	1,180	1,180	1,180
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	にん 人	845	860	875
にちじょうせいかつようぐきゅうかどうじぎょう 日常生活用具給付等事業	けん 件	3,109	3,215	3,321
しゅわごうしゅわかいじぎょう 手話講習会事業	にん 人	100	100	100
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	にん 人	118	121	124
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業	にん 人	1,600	1,600	1,600

※ 1年分

サービスの説明

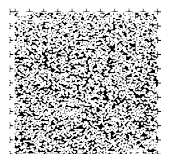
いどうしえん 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者・児（ただし児童は小学生以上）に、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的として、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等を支援します。
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	障がい者（児）に日中の活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息による家族支援を目的とします。
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員を派遣する事業、市役所に手話通訳者を設置する事業です。
にちじょうせいかつようぐきゅうかどうじぎょう 日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者（児）の日常生活の不便を改善するため、用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具）の給付を行います。
しゅわごうしゅわかいじぎょう 手話講習会事業	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑にして、社会参加の促進を図るため、手話通訳者を養成する手話講習会を開催します。
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業	障がい者の地域での豊かで文化的な生活を確保することにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業です。



## 6 (しょうがい児) 通所支援、相談支援

		れいわ ねんど 令和3年度 ねんど 2021年度	れいわ ねんど 令和4年度 ねんど 2022年度	れいわ ねんど 令和5年度 ねんど 2023年度
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにちぶん 人日分	958	1,005	1,055
	にん 人	105	116	128
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	にんにちぶん 人日分	35	35	42
	にん 人	5	5	6
きょたくほうちんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにちぶん 人日分	10	10	10
	にん 人	2	2	2
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんにちぶん 人日分	2,448	2,550	2,652
	にん 人	240	250	260
ほいくしょうとうほうちんしえん 保育所等訪問支援	にんにちぶん 人日分	20	20	20
	にん 人	20	20	20
しょうがいしごうたんしえん 障害児相談支援	にん 人	70	73	76
いりょうてき し たい 医療的ケア児に対する かんれんぶんや しえん ちようせい 関連分野の支援を調整す るコーディネーターのはいち 配置	にん 人	2	2	2

※ 各年度の10月分（1か月あたり）

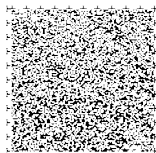


サービスの説明

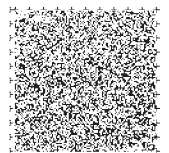
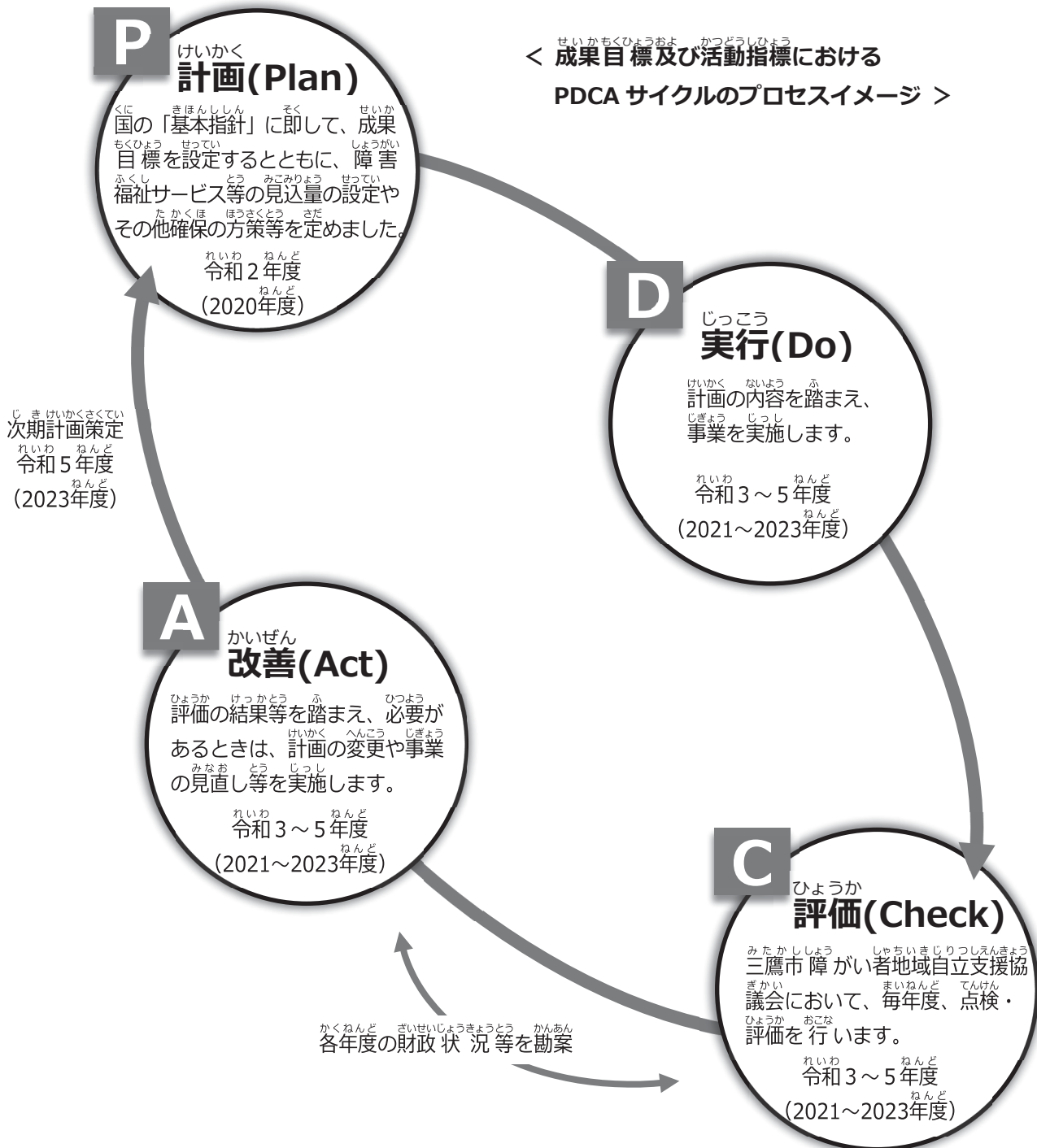
<p>発達障害児 児童発達支援</p>	<p>身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。また、通所による支援のほか、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援などの地域支援も行います。</p>
<p>医療型児童発達支援</p>	<p>上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を支援するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>
<p>障害児相談支援</p>	<p>サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。</p>
<p>医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置</p>	<p>医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。</p>

7 発達障がい者等に対する支援

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
子育て支援プログラムの参加人数	70	70	70
ペアレントメンターの人数	23	23	23
ピアサポート活動への参加人数	0	0	1



しょう ぶくしけいかく だい き しょう じ ぶくしけいかく だい き せいかもくひょうおよ かつどうしひょう  
 障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)の成果目標及び活動指標  
 しょうがいふくし どう みこみりょう みたかししょう しゃちいきじりつしえんきょうぎかい  
 (障害福祉サービス等の見込量)については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会  
 において、まいねんど てんけん ひょうか おこな かくねんど ざいせいじょうきょうどう ぶ ひつよう  
 において、毎年度、点検・評価を行うとともに、各年度の財政状況等を踏まえ、必要  
 みなお おこな  
 な見直しを行うこととします。



だいに きみたかししょう しゃ じ けいかく がいようぼん  
第二期三鷹市障がい者（児）計画 [概要版]

れいわ ねん ねん がつ  
令和3年（2021年）3月

へんしゅう はっこう みたかし けんこうふくしぶ しょう しゃしえんか  
編集・発行 三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課

〒181-8555 とうきょうとみたかしのざき  
東京都三鷹市野崎1-1-1

でん わ  
電 話 : 0422-45-1151

ないせん  
(内線) : 2651、2652

ファックス : 0422-47-9577

メール : shien@city.mitaka.lg.jp

